

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）附則第8条の2の2第1項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等）所在の県税事務所長に対して提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。
3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」	<p>(1) 「適用する事業税の分割基準」欄、「事業税」の(イ)欄及び「道府県民税・都民税」の(ハ)欄は第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) (ロ)欄は、②欄の金額を⑥(イ)欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に③の(イ)欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>(3) (ニ)各欄は、②欄の金額を⑥(ハ)欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③(ハ)、④(ハ)又は⑤(ハ)欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>(4) (ロ)及び(ニ)各欄の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(5) 異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る按分後の特定寄附金の額ごとにこれらの数値を併記します。この場合において、②欄の金額を按分した額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて計算してください。</p> <p>* 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が記載します。</p> <p>* 1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</p>

欄		記載のしかた
事業税	4「特定寄附金の額 ⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人は③(ロ)欄の金額を、その他の法人は②欄の金額を記載します。 また、異なる分割基準が適用される場合には、③(ロ)欄に併記した金額の合計額を記載してください。
	5「控除額 ⑧」	1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
	6「控除対象事業税 額 ⑨」	第6号様式の④⑩の欄の金額から④⑪の欄の金額を控除した金額、第6号様式(その2)の④⑫の欄の金額から④⑬の欄の金額を控除した金額又は第6号様式(その3)の④⑭の欄の金額から④⑮の欄の金額を控除した金額を記載します。
	7「税額控除上限額 ⑩」	1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
道府県民税	8「特定寄附金の額 ⑫」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人は③(二)欄の金額を、その他の法人は②欄の金額を記載します。
	9「控除額 ⑬」	⑫欄の金額に100分の5.7を乗じた金額を記載します。 なお、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
	10「税額控除上限額 ⑰」	1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

(8.4)